

令和 8 年 6 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 3 6 号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 6 議案第 3 8 号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 9 号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 0 号 八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 4 1 号 八峰町公共施設等総合管理基金条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 2 号 物品の取得について
- 第 1 1 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 2 議案第 4 4 号 令和 8 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 4 5 号 令和 8 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 6 号 令和 8 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 7 号 令和 8 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 4 8 号 令和 8 年度八峰町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 請願第 1 号 ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書

出席議員（12人）

1 番 薩 摩 晃 大

2 番 山 本 昌 子

3 番 菊 地 薫

4 番 若 狭 敏 春

5 番 福 士 久 明

6 番 奈 良 聡 子

7 番 腰 山 良 悦	8 番 伊 藤 一 八	9 番 皆 川 鉄 也
1 0 番 須 藤 正 人	1 1 番 笠 原 吉 範	1 2 番 山 本 優 人

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 高 杉 泰 治
財 政 課 長 岡 本 勇 人	企画政策課長 門 脇 朝 哉
建 設 課 長 山 本 実	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 若 狭 正 和
税務会計課長 成 田 拓 也	福祉保健課長 菊 地 俊 平
学校教育課長 山 本 望	生涯学習課長 鈴 木 美由紀
農業委員会事務局長 内 山 直 光	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久	議会事務局庶務係 成 田 礼
----------------	----------------

午前10時00分 開 会

○議長（山本優人君） おはようございます。

これより令和8年6月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番奈良聡子さん、7番腰山良悦君、8番伊藤一八君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等については、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。皆川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（皆川鉄也君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の皆川でございます。

当委員会では、去る５月15日及び６月２日に議会運営委員会を開催し、５月12日付けで議長より諮問のありました令和８年６月八峰町議会定例会の会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの３日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告いたします。

○議長（山本優人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告とおり、日割表及び議事日程表により本日から12日までの３日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり本日から12日までの３日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和８年６月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、３月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、５月24日に実施いたしました防災訓練についてであります。

この訓練は、43年前の５月26日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に、毎年、同時期に実施しておりますが、今年は八森第一地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で行いました。

当日は、自宅から自家用車や徒歩による避難を行ったほか、避難場所となっている八森体育館では、ダンボールベッドの設置やプライベートテントの設営を行うなど、有事の際の行動を確認したところであります。

今後も、日本海中部地震の被災地として、その記憶や教訓を風化させぬよう、関係機

関との連携を一層強化しながら、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月15日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった4名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明し、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、全町一斉清掃についてであります。

春の全町一斉清掃を4月12日に行い、早朝から多数の町民の皆様にご参加をいただきました。

八森地区においては、側溝の泥上げや漂着ごみなど、地域周辺の清掃を行い、峰浜地区では、地域の道路脇に捨てられている缶やビン、ペットボトルなどを拾い集め、指定の場所に運搬したところであります。

集められたごみは全体で約5.7tでありましたが、ごみの中にはテレビやファンヒーターなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物もあり、引き続き、マナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加していただきました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、今月28日に計画している八森地区海岸清掃の周知も図ってまいります。

次に、3月23日に役場大会議室において締結しました、ブックオフコーポレーションとの「地域振興および資源循環型社会推進に関する協定」についてであります。

この協定は、町内から排出されるごみの減量化や再資源化、再利用を通じ地域振興及び資源循環型社会を推進し、持続可能な社会の形成を目指すことを目的とするものであります。

現在は、町内の3か所に書籍や衣類品などの回収ボックスを設置しており、地域の皆様が気軽にリユースに参加できる仕組みを提供することにより、更なる循環型社会の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、回収された衣類・雑貨類は、アジア圏の諸外国で再販売や再資源化をされるほか、本やCD、ゲームソフトなどは、買取金額が町に支援金として寄附されることとなっております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和7年度の寄附額は7,572万9,900円、寄附件数は3,511件となりました。

前年度比は、寄附額が1,491万3,100円の減額、件数が162件の減少となっております。

令和2年度以降、拡大を続けていた寄附額が令和7年度に減少した要因として、いわゆる令和の米騒動により他自治体へ寄附者が流出したことが考えられるほか、総務省が令和7年10月からポイント制を廃止したことにより、従来の年末需要ではなく、10月以前に寄附のピークが前倒しとなり、これにより冬の主力返礼品である「きりたんぼ鍋」などへの寄附が減少したことも要因と考えております。

こうした状況を改善するため、町では今年4月から専門の係を設置したほか、新たな返礼品の開発にも取り組んでいるところであります。

今後も、プロモーション及び営業活動の強化、返礼品の拡充並びに新たな特産品創出への支援等を一体的に進め、地域経済活動の活性化と自主財源の確保を目指してまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてであります。

新型コロナにおけるパンデミックの経験や課題等を踏まえ、国及び県の行動計画が改定されたことから、このたび、町の行動計画を改定したものであります。

今後も、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には迅速かつ確実に対策を実施してまいります。

次に、保健衛生委員活動の終了についてであります。

本制度はかねてから、集団健診の勧奨や取りまとめを中心に活動してまいりましたが、人口減少や高齢化による「なり手」不足問題など、継続が困難な状況にありました。

県内の各市町村においても同様の傾向にあることから、本町においても令和8年度をもって活動を終了する判断に至り、4月14日に開催した委員総会において、ご了承いただいたところであります。

これまでご協力いただいた委員の皆様には心から感謝申し上げますとともに、来年度以降も集団健診の着実な実施に努めてまいります。

次に、農業関係についてであります。

町では、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、今年度も「あぜ道巡回相談」を実施したところでありますが、県と農協に加え、農協稲作部会の会員7名が参加し、播種日や苗の状況を確認した後、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

また、田植え作業については、5月10日以降、好天が続いたことにより、23日を盛期

に、現在はほぼ終了へ向かっております。

今後は無事に出来秋を迎えられるよう、引き続き、県や農協等の関係機関と連携しながら、品質管理などの適切な指導に努めてまいります。

次に、クマ対策についてであります。

6月5日現在のクマダスによりますと、県内の目撃状況は、昨年同期の約4倍に当たる1,415件となっておりますが、当町におきましては、目撃情報が5件、おりによる捕獲が1頭となっており、昨年と同規模となっております。

しかし、これからがクマ出没の本格的な期間となりますので、被害防止対策として、八峰中学校東側の町道付近約1.7haにおいて、クマの隠れ場所となる藪の刈り払いを行い、クマの出没抑制に努めていくほか、これまで出没や捕獲頭数が多かった区域については、人の生活圏とクマの生息域を分断させ、定着を防ぐ管理強化ゾーンに定め、重点的に巡回等を行うこととしております。

町では、今後も県や地元猟友会との連携を一層強化しながら、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守るよう努めてまいります。

なお、猟友会八森支部が3月末日を持って解散したことにより、5月からは峰浜支部の全面的な協力のもと、全町を対象に被害防止対策に取り組んでおります。

次に、「SEA TO SUMMIT～白神山地大会～」の開催についてであります。

9月12日から2日間の日程で、環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」が白神エリアにおいて初開催されることが決定いたしました。

本大会は、秋田県、青森県、深浦町、八峰町、モンベルが連携して取り組む官民連携イベントであり、次年度以降も1年置きに、スタート地点を入れ替えながら両県・両町が協力して継続していくこととしております。

大会初日の12日には、深浦町「アオーネ白神十二湖」において前夜祭が開催され、翌13日の早朝には、本町の中浜地区をシーカヤックでスタートし、小入川地区で自転車に乗り換え、青森県を目指すコースで大会が実施されることとなっており、当日は私も選手として出場したいと考えております。

町といたしましては、本大会を白神山地と日本海を結ぶ新たな観光コンテンツとして位置付け、この大会の開催を契機として、本町への誘客と交流人口の増加を図り、広域的な観光振興と地域の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、町道白神二ツ森線の通行止めについてであります。

町道白神二ツ森線については、令和4年8月と令和5年7月の大雨により複数箇所で路肩崩落等の被害が発生し、復旧工事のため通行止めが続いておりましたが、昨年度、全ての復旧工事が完了したことにより、5月30日から一般車両の供用開始を予定しておりました。

しかしながら、同路線内において、5月18日に新たな法面の崩落が確認されたことから、通行止めを継続し、現在は復旧方法の検討を進めております。

同路線は二ツ森登山口に向かう唯一のアクセスルートであり、観光への影響も懸念されることから、町では、一日も早い復旧に向け、県などの関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

次に、八峰町小学校統合協議会についてであります。

5月29日、峰浜小学校を会場に、第1回八峰町小学校統合協議会を開催いたしました。協議会委員には、町議会や学校・子ども園の保護者など27名を委嘱し、これまでの経緯や今後のスケジュールを確認したほか、統合校となる峰浜小学校の校舎を見学したところであります。

今後は、令和10年4月1日の開校に向け、校名や校歌、校章、教育目標、特色ある学校づくりに関すること、通学手段などについて協議していただきながら、保護者や地域住民の皆様に丁寧な情報提供を行ってまいります。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

5月30日から三種町ことおかスカルパ野球場において開催された、高円宮賜杯第46回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選に、八峰グローリーズが出場いたしました。

1回戦を接戦で勝ち上がり、勢いそのままに決勝戦はコールドゲームで勝利し、2年ぶりの優勝を飾り、昨日、チームとその関係者から報告を受けたところであります。

6月27日より秋田市を会場に行われる全県大会においても、予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しておりますとともに、地域に元気と希望を与えてくれた選手並びに関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、督促手数料の廃止に伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改正であります。

議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法施行令の改正に伴う改正であります。

議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、八峰町上下水道事業経営審議会を設置するため、改正するものであります。

議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定については、公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例制定するものであります。

議案第42号、物品の取得については、消防ポンプ自動車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、工事請負契約の締結については、埴地区配水管更新工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に6,914万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を62億1,114万8,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、岩子生活改善センター屋根修繕工事や雪害対策緊急支援事業、ハタハタ館改修工事の追加などとなっております。

議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、既定額から1,014万3,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を9億6,149万8,000円とするもので、主な内容は、国民健康保険税の医療給付費分の減額に伴い、国民健康保険事業基金積立金を減額するものであります。

議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、既定額から22万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億250万3,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額に658万2,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億3,040万2,000円とするもので、主な内容は、沢目浄水場管理棟屋根等修繕工事を追加するものであります。

議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額から44万3,000円を減額し、収益的支出の予定額を4億6,282万3,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

報告第2号、繰越明許費繰越計算報告については、令和7年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第3号、事故繰越し繰越計算報告については、令和7年度八峰町一般会計の事故繰越し繰越計算報告であります。

報告第4号、予算繰越額の報告については、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は13議案で、報告件数は3件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本優人君） 日程第4、議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードの機能を持つ在留カード等を用いてコンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が可能になることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページは条例の改正文となっております。

それでは、説明資料の方をご覧ください。

新旧対照表及び参考資料となりますので、3ページ目の説明資料の方をご覧ください。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が令和8年6月14日に施行されることとなっております。この改正は、新たに外国人の在留カードとマイナンバーカードを一体化した特定在留カードなどの申請交付を可能にするものでございます。その特定在留カードなどを用いまして、コンビニエンスストアから印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例改正の必要が生じたものでございます。

ページの右側の中段から下の方をご覧ください。③番の特定在留カード、それからそ

の下④の特定特別永住者証明書、こちらの方が新たに追加なるというふうな形となります。

それでは、前のページの新旧対照表も併せてご確認くださいと思います。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 今、八峰町には外国人の労働者は何人滞在していますか。また、就労状況が分かっていたら教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 福士議員の質問にお答えいたします。

現在、八峰町において外国人の登録されている外国人登録者数は、53名となっております。

大変申し訳ありません。今手元の方に就労している外国人というふうな資料がちょっとございませんので、後ほど皆様の方にご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 反対討論を行います。

今これで国が定めたことではありますが、外国人労働者が安心して就労できる制度になっておりません。この滞在在留カードは、申請して常に持参することとなり、カードに個人情報が入り込まれて監視されます。それに入管庁は、在留期間ごとの申請やその他の申請手数料を現行より大幅に値上げすることにし、金額を示しています。困窮を強いられて、かえって非正規滞在が増えることになることから日弁連からも批判されています。日本社会は外国人労働者がいないと成り立たない状況です。もっと外国人を大事にする政策を求めます。

○議長（山本優人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに討論がないようですので、これで討論は終わります。

これより議案第36号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本優人君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。督促手数料を廃止するため、関係条例を改正しようとするものでございます。

次のページ以降は条例の改正文でございます。

はじめに、このたびの改正に至った経緯をご説明いたします。

これまで本町においては、町税をはじめ使用料等の諸収入について、納期限までに納付されなかった場合には督促状を発送した上で、納付の際に100円の督促手数料を徴収しておりました。令和5年度に地方税統一QRコードを活用した納付が始まりましたが、QRコードで納付では督促手数料を徴収できなくなりました。さらに、国及び地方税共同機構において、地方税以外にもQRコードを活用した公金収納を令和8年9月からの開始に向けて整備を進めており、今後一層QRコードを活用した公金収納の拡大も想定されることから、督促手数料を廃止しようとするものであります。

督促手数料を廃止することにより改正に必要な条例は全18条例でありますので、改正文につきましても、第1条の八峰町税条例の一部改正から第18条の八峰町地域活性化住宅管理条例の一部改正までの全18条となっております。

一部改正の内容といたしましては、いずれも条文中にあります「督促手数料、」とあ

る文言を削るほか、督促手数料たる文言から「手数料」を削り、条文を整理するものがあります。

また、このたびの改正にあたり、督促手数料以外にも文言の整理等が必要な条例につきましては併せて提案しておりますので、その内容についてご説明します。

訂正文だけでは分かりにくいと思いますので、新旧対照表でご説明したいと思いますので、タブレットに掲示してあります第37号督促料の新旧対照表をお開きください。

1 ページ目には、改正文第1条の八峰町税条例の一部改正の新旧対照表であります。同条例第2条第2項中「督促手数料、」を削り、また、第21条で定める督促手数料の定義を削除するものであります。

次の2ページをお開きください。

改正文第2条の八峰町分担金徴収条例の一部改正では、同条例第5条中「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

次のページをお開きください。

3 ページから5 ページ目は、改正文第3条の八峰町手数料条例の一部の改正のところで、同条例中の別表の一部の改正であります。

4 ページ目をお開きください。

4 ページ目は現行条例の別表ですが、別表中、戸籍法の次に（昭和25年法律第224号）を、船員法の次に（昭和22年法律第100号）を、クリーニング法（昭和25年法律）の次に「第」を加え、表中の下から2段目の督促手数料1通につき100円を削り、別表を整理するものであります。5 ページ目が整理後であります。

次に、6 ページ目をお開きください。

改正文第4条の八峰町諸収入の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正では、題名中にある「手数料」を削り、八峰町諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に改めるものであります。同条例第1条中では、「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削るものであります。同条例第3条では、督促手数料を規定していたものを、督促を規定に改めるもので、見出し中、「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条第1項については、「諸収入の徴収に関し督促状を発したときは、督促手数料を徴収する」を「諸収入金を納期限までに納めない者があるときは、10日以内の期限を指定して納期限後20日以内に督促状を発しなければならない」に改め、同条第2項に定められていた「前項の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。」を削

り、条文を整理するものであります。同条例第4条については、延滞金を規定しているところですが、条例の規定が理解しにくいものとなっていたため、条文を整理するものであります。

次に、7ページをお開きください。

同条例第5条については、「町税の例による。」としていたものを「八峰町税条例（平成18年八峰町条例第62号）の例による。」に改め、条文を整理したものであります。

次に、8ページ目をお開きください。

改正文第5条の八峰町道路占用料徴収条例の一部の改正で、同条例第5条中「督促手数料」となる文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

次に、9ページ目をお開きください。

改正文第6条の八峰町介護予防・生活支援事業使用料等徴収条例の一部改正であります。ここから10ページの改正文第7条の八峰町農業集落排水施設条例の一部改正、11ページの改正文第8条の八峰町農業集落排水受益者分担金条例の一部改正までは、規定している条それぞれは異なるものの、内容といたしましては「督促手数料」となる文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

12ページ目をお開きください。

改正文第9条、八峰町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正では、同条例第5条第2項中「第1項」を「前項」に改めるほか、同条例第6条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

13ページ目をお開きください。

改正文第10条の八峰町漁業集落排水受益者分担金徴収条例の一部改正で、同条例第9条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

14ページ目をお開きください。

改正文第11条の八峰町営住宅管理条例の一部改正で、同条例第8条第2項中「第1項」を「前項」に改めるほか、同条例第17条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条例第18条第2項中「第15条の各号」を「第15条各号」に改め、条文を整理するものであります。

15ページをお開きください。

改正文第12条の八峰町簡易水道給水条例の一部改正で、同条例第34条中の「督促手数

料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

16ページをお開きください。

改正文第13条の八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正で、同条例第9条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

17ページをお開きください。

改正文第14条の八峰町介護保険条例の一部改正で、同条例第6条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削るほか、同条例附則第3項第1号中の地方税の次に（昭和25年法律第226号）削り、整理するものであります。

19ページ目をお開きください。

改正文第15条の八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、同条例第5条「保険料の督促手数料」を削ることに伴い、以下の条文が繰り上がることから所要の規定を整理するものでございます。

21ページをお開きください。

改正文第16条の八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正で、同条例第10条中「前項」を「前条」と改めるほか、同条例第13条中「平成18年八峰町条例」の次に「第」を加え、また、同条例第19条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

22ページをお開きください。

改正文第17条の八峰町産業振興用土地貸付譲渡条例の一部改正で、同条例第1条中、八峰町産業振興促進条例（平成24年八峰町条例）の号数が記載されておりましたので、八峰町条例11号に改め、また、同条例第7条第3項中の「手数料」及び「督促手数料及び延滞金」を削り、条文を整理するものでございます。

23ページをお開きください。

改正文第18条、八峰町地域活性化住宅管理条例の一部改正で、同条例第7条第2項中「第1号」を「前項」と改めるほか、同条例第16条中「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条例第17条第2項中「第14号の各号」を「第14条各号」に改め、同条例第19条第2項中「第1項」を「前項」に改め、条文を整理するものであります。

議案書にお戻りください。

ただいま説明した内容が改正文となります。

また、最後の方ですけれども、附則の第1項において、この条例の施行日は、公布の日からとし、附則の2項で、施行前にした督促に伴う督促手数料については、従前の例によることを経過措置として規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。
6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 今、QRコードから納税してる町民は全体の何割くらいか、お分かりになりますか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

QRコードで納付してる割合につきましては、ちょっと現時点で把握しておりません。申し訳ございません。後ほどお答えしたいと思います。すいません。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 10 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、八峰町国民健康保険の安定的な財政運営を継続するため、国民健康保険税の税率の見直し等所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次のページ以降が条例の改正文になりますが、改正の内容につきましては別紙の説明資料によりご説明いたします。タブレットの議案第38号説明資料をご覧ください。

このたびの改正については、国の制度新設に伴い、当町の国保においても令和 8 年度から子ども・子育て支援金を国へ納めることが必要となったため、子ども・子育て支援金分の保険税を新たに課税徴収することとなりました。

改正の内容は、（ア）から（ウ）まで大きく 3 点ございます。

まず（ア）ですけれども、子ども・子育て支援納付金の課税額に係る所得割額・平等割・均等割・18歳以上被保険者均等割額を新たに創設し、税率・税額・限度額を設定しております。また、18歳未満の被保険者均等割額の軽減に関する規定も追加しております。

次に（イ）です。国の政令等の改正に伴いまして、医療分の限度額が66万円から67万円に1万円引き上げられたほか、軽減基準額も変更されております。

次の（ウ）の税率の見直しについてです。このたび新設された子ども・子育て支援納付金の課税に伴いまして、トータル的に国保税の負担が大きくなるように、他の税率区分においても税率を見直ししておりますが、こちらの内容は八峰町国民健康保険運営協議会での答申に基づくものでございます。

次の 2 ページ目をご覧ください。

改正前と改正後の比較表です。従来の税率が中段の「令和 7 年度まで」の部分です。改正後の税率が上段の「令和 8 年度から」となっております。左端の区分のとおり、国保税は所得割・均等割・平等割の 3 区分で課税され、それぞれ医療分・後期支援分・介護分で税率等が設定されております。

令和 8 年度の欄の赤字の部分、こちらがこのたびの新設された子ども・子育て支援分ですけれども、所得割が0.31%、均等割額が1,300円、18歳以上均等割額が60円、平等

割額が1,000円となっておりますが、令和7年度と比較したものが表の下の「差額」の部分です。所得割額については、医療分が1.3%、介護分0.4%をそれぞれ引き下げております。平等割額については、医療分で4,000円引き下げており、子ども・子育て支援分を含めた合計では、右端のとおり、所得割額で1.39%の減、均等割額は1,360円の増、平等割は3,000円の減となっております。

次の3ページからは、これら税率等の改正について4つのモデルケースで税額を試算した結果となります。

なお、表内の括弧内のものが改正前との差を表しております。

まず、この3ページ、ケース①は、年金収入で65歳以上単身世帯、世帯所得40万円の場合ですけれども、合計では改正前から500円の減となっております。

続きまして4ページのケース②です。年金収入の夫婦世帯で世帯所得が150万円の場合ですが、こちらは同じく1万200円の減となっております。

それから、次の5ページ、ケース③では、40歳未満夫婦と未就学児1人の3人世帯の場合ですけれども、改正前と比較しまして2万500円の減となっております。

また、次のページ、6ページのケース④、40歳以上のご夫婦、小学生、未就学児の4人世帯の場合では、改正前と比較しまして4万8,700円の減少と推計しております。

いずれも令和8年度の負担額につきましては、いずれも改正前よりも減少するものと見込んでおります。

最後の7ページをご覧ください。

こちら税率改正後の税収の見通しについてです。このたびの税率改正案では、子ども・子育て支援分が新規で追加されましたけれども、他の区分で税率を下げることによりまして、総額では税率を下げることになりました。そのため、税率改正案で推計しますと、今後3年間の税収の見込み額は現税率よりも毎年1,000万円ほど減少する見通しでございますが、表の一番下の収入見込みのとおり、令和8年度から令和10年度にかけて各年度で黒字となる試算をしております。

なお、今後も3年程度の期間を基本としまして、適正な税率設定について国保運営協議会に諮りながら努めてまいります。

最後に附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の八峰町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。
5番福士久明君。

○5番（福士久明君） この2番目の資料によりますと、限度額が113万円。こういう方々というのは、所得がこれで、所得に13.71%かかりますので、大体所得で830万円ぐらい。それであると売上げが2,000万円近い農家の方々だと思います。こういう方は今年度何人ぐらいいますか。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの福士議員のご質問にお答えいたします。

限度額についてのご質問ですけれども、令和6年度と令和7年度を申し上げますが、令和6年度の医療分の限度額に達した方、世帯が10世帯、後期支援分が7世帯、それから介護分につきましては16世帯が限度額を超えておりました。同じく令和7年度につきましては、医療分が24、後期支援分が18、介護分が20というふうに伸びてきております。
以上でございます。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） それでは総額で、限度が113万円以上の人は何人いますか。どのぐらい増えたんですか、今年度は。米の高騰によりまして。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの福士議員のご質問にお答えいたします。

令和8年度に関しては、この税率が可決された後に計算されるものと思っておりますので、現時点ではちょっとお答えできない。ご容赦いただきたいと思います。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 反対討論を行います。

まずこれで2割、5割、7割の減免世帯は子ども・子育て支援が上乗せしても減額に

なり、大変よいことだと思います。しかし、限度額の世帯はほとんど米農家だと私は思うんですけども、米の高騰によりましてこの限度額まで税金を取られると。それで、その農家の収入というのは、この所得、所得、収入が増えても、たぶん多くの農家の方々は多額のトラクターや性能のいい機械を持っていないと大規模化をやることはできません。そういう機械などの多額の負債を抱えており、頑張っておるわけでありまして。そして経営も決して楽ではありません。そして、この所得、この所得を出す時に売上げからいろんな減価償却やいろんな経費を差し引いて、初めて所得として税務署で、税務課で認めてくれるわけです。しかし、農家にはそれ以前の積み重なった負債というものがみんな持っています。そういう負債をこういう時に、余裕ある時に支払いして楽したいと考えるわけでありまして。それに多額のその負債のある方は、こういう余裕がある時に負債をなくして、いい経営に持っていこうとするわけでありまして、こういう税金、国保税の税金だけで、これは減額していると書いておりますが、こういう限度額に近い収入のある方は113万円という増税になっております。昨年よりも4万円増税になります。こういう国保税だけでも113万円も取られるようなこういう施策では、今後の農業経営にこれを苦しめる原因となると思います。

だから私はこれに反対討論ということでお願いします。

○議長（山本優人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本優人君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時5分まで休憩といたします。

午前11時00分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君）　ご説明いたします。

議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

令和8年6月10日提出

八峰町長　堀　内　満　也

提案理由でございますが、令和7年度税制改正に伴い介護保険法施行令が一部改正され、令和8年度における前年度非課税者に係る介護保険料の減免（「特例減免」といいます。）が可能とされたことから、関係する本条例の一部改正をするものでございます。

次のページが改正文です。

第8条は保険料の減免規定になりますが、これに第6号として「特別な理由がある場合」を追加し、同条第2項には、申請書の提出を求めるものでございますが、ただし書きとして「町長が特に認める場合は、この限りではない。」と追記し、申請を求めないとするものであります。

施行日は、この条例は、公布の日から施行するとされております。

これだけでは少しご説明不足かと思いますので、改正の内容やその背景についてご説明したいと思います。

令和8年度限定で介護保険料の特例措置が前提としてございます。令和7年度税制改正によって、資料の中段にあります①②、どちらにも該当する方たちの給与所得控除が10万円引き上げられました。介護保険においては、この税制改正を遮断して算定を行うという趣旨の施行例の一部改正が特例措置の内容であります。

次のページの上段には特例措置の例がございまして、給与収入100万円とすると、町民税は令和7年度は課税と判定されますが、税制改正後は非課税と判定されることとなります。ただし、この特例措置においては、この影響を遮断して令和7年度の保険料段階として令和8年度の保険料を算定するというところでございます。この特例措置に関しての条例改正はございませんが、これは町条例にあります保険料の段階が介護保険法施行令を引用しているからでありまして、引用先の施行令がこのたび改正され、自動的に引用を適用しているということでございます。

では、それを踏まえまして今回の条例改正でございまして、特例措置に対する特例減免、これに対応できるように改正するというものでございます。特例減面というのは、令和7年度、令和8年度、両年度とも町民税非課税の場合、特例措置とせず非課税とし

て保険料を算定するということでございます。減免に関しては条例の根拠に基づき実施することがふさわしいことから、条例本則第8条の減免要件に「特別な理由がある場合」として加え、申請書についても「ただし、町長が特に認める場合には、この限りでない。」と加えることによって、その提出を不要とするものでございます。

なお、特例減免の対象者につきましては、税情報により自動適用させ、申請することなくあらかじめ減免を適用した保険料を通知するよう、現在鋭意精査中でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。持続可能な上下水道事業のための適切な料金等について審議を行うことを目的とした審議会を設置するためであります。

このたびの改正は、審議会の設置に係る所要の規定を整備するための改正でございます。

す。公営企業会計の経営状況につきましては、一般会計に依存した厳しい経営状況となっており、今後も老朽化した施設の更新需要の拡大、人口減少による料金の収入の減少など、ますます厳しい状況となる見込みであります。上下水道事業は町民にとって非常に重要なライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営を目指す上で適切な料金の設定が必要と考えております。そのため、審議会を設置し、今年度から水道料金についての検討を始めたいと考えているものでございます。

右側をご覧ください。条例の改正文でございます。

本則に次の1条を加えるものであります。第9条、水道事業等の経営に関する事項を調査審議するため、八峰町上下水道事業経営審議会を設置することができるとするものです。続きまして、第2項は審議事項について、第3項は審議会委員の人数について、第4項は審議会委員の構成について、第5項は審議会委員の報酬について、第6項は前各項に定めるもののほか、前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、審議会設置要綱で定めるとするものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出をしておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 第9条4項の（3）ですけども、水道、下水道のいずれかを使用している者、これは一般の町民ということになりますよね。これはどのようにして選ぶのでしょうか。

○議長（山本優人君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） ただいまの奈良議員の質問にお答えいたします。

第4項の水道、下水道のいずれかを使用している者というのは、一般町民で畑作やしいたけ栽培等の関係者を想定しております。

以上になります。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本財政課長。

○財政課長（岡本勇人君） 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定について。

八峰町公共施設等総合管理基金条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てるため、八峰町公共施設等総合管理基金を設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本条例制定の経緯についてご説明いたします。公共施設等の適切な管理につきましては、施設の老朽化に伴い維持管理経費が増加することが町財政の負担となることや、人口減少や少子高齢化等により公共施設等の利用需要が建設当時とは変化していることを踏まえ、公共施設等の全体の利用状況を把握し、更新や統廃合、長寿命化を計画的に進めるとともに、使われなくなった施設の除却を進めることで、公共施設等の配置の最適化を図ることが財政の健全化に取り組む上で大変重要になっております。これら公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てる特定目的基金を設置し、適切に運用することで施設の管理を計画的に推進し、維持管理経費の節減と財政負担の平準化を実現するため、本条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。条例文の全文でございます。

条例は全7条で構成しております。

説明は、別に提出しております議案第41号説明資料を使ってご説明いたします。

文字が小さいので拡大してご覧ください。

第1条は、基準設置の目的を公共施設等の総合的な管理に対する経費の財源に充てるためと規定しております。

第2条は、基金への積立額に関する規定ですが、町の会計は地方自治法で1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされているためでございます。

第3条は、基金は公金でありますので、その管理は安全かつ確実な方法によらなければならないことを規定しております。第2項は、債権運用を行うことを可能とするための規定でございます。現在、将来の取り崩し見込みを立てた上で、余裕金があると見込まれる場合は金融機関への預金より多くの運用益を生む可能性がある債権運用を、財政調整基金等、一部の基金で実行しております。本基金においても将来的に債権運用を行う場合を想定し、あらかじめ規定しておくものでございます。

第4条は、第3条に規定する運用により生じた預金利子等の収益は、一般会計予算に計上して処理すること規定しております。

第5条は、基金の処分する場合の目的について規定したものであり、1、公共施設等の集約化、複合化又は機能統合に係る経費の財源に充てる時。2、公共施設等の長寿命化に係る経費の財源に充てる時。3、公共施設等の除却に係る経費の財源に充てる時。4、預金債権との相殺のために町債の償還に充てる時。の4項目に限定することとしております。

第6条は、繰替運用に関する規定でございますが、繰替運用とは、財政運営上、資金を要する時に基金として保管している現金を一時的に債権現金として借り入れる運用のことでございます。実務では金融機関からの一時借り入れにより対応しており、現在はありません。

第7条は、規則への委任に関する規定でございます。基金の運用や処分に関し、具体的な取扱いを規定する場合に規則で定める場合がありますので、そのことを規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 全協の説明資料の中では、公共施設に道路、橋梁も含まれると記載してあったと思うんですけども、水道の水道管の更新とかそういうものも含まれるのでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本財政課長。

○財政課長（岡本勇人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えをいたします。

全員協議会でもご説明をいたしましたが、公共施設等の定義につきましては、公共施設、建物と、それからインフラ施設、道路、橋梁、その他水道、あ、上下水道施設、これらも含まれますので、定義としては対象であるというふうに考えております。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第42号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

1. 物 品 名 消防ポンプ自動車

2. 取 得 金 額 2,761万円

3. 契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川間一平

4. 支 出 項 目 令和8年度八峰町一般会計

9 款 消防費

1 項 消防費

2 目 消防施設費

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料の方をご覧ください。

八峰町消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車についてでございます。写真に写っておりますのは、令和6年度に第12分団、中浜の方に配備されました消防ポンプ自動車でありまして、今回も同タイプの車両の配備を予定でございます。

2ページの方のお進みください。

町の消防車両の更新計画であります。表のNo. 1、オレンジ色の方にマーキングされておる箇所をご覧ください。現在配備されております第1分団、水沢の消防ポンプ自動車は、平成14年12月に初動登録されておりまして、登録から23年の経過となっております。町では概ね20年以上経過した消防車両を更新する計画を立てておりまして、本年度において更新に該当している車両を購入するためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番奈良聡子さん。

○6 番（奈良聡子さん） 概ね20年以上を目処に更新するという説明でしたけれども、この25年とか27年経過してるもの、これ更新なしとなっておりますけど、この理由は何でしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えします。

ただいま八峰町において消防団の再編成の計画を進行中でございます。そのため、今後合併となり得る消防団に関しまして車両の必要性などを考慮いたしまして、ここの紫色といいますか、に色付け、マーキングしております分団に関しましては、ほかの分団、合併するであろう分団の方で新しい車両の方がございますので、改めて更新する必要はないというふうな判断のもと、こちらの方、備考欄の方に更新なしと記載させていただいております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、工事請負契約の締結について。

令和8年5月27日に指名競争入札に付した「埴地区配水管更新工事」について、下記のとおり契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 埴地区配水管更新工事

2. 契約金額 2億790万円

3. 契約の相手方 住 所 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地

大森建設株式会社八森本店

本店長 大森啓正

4. 支 出 項 目 令和8年度八峰町簡易水道事業会計（4条予算）

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

1 目 施設改良費

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料につきまして、工事箇所や概要等についてタブレットの方に関係資料を掲載しておりますのでご覧ください。

今回の工事は、古くなった配水管の更新工事でございます。場所は旧塙川小学校付近から村自治会館付近までで、工事延長は1,835.6mとなっております。工事は2か年工期で、令和8年度は旧塙川小学校付近から高杉自動車付近までを、令和9年度は高杉自動車付近から仲村自治会館付近までを計画しております。

なお、工期は契約の翌日から令和10年3月24日としております。

説明は以上になります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

令和8年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,114万8,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、まず地方債の追加につきましては、ハタハタ館改修事業として館内エアコン冷温水機の配管等更新工事に充当するため、過疎対策事業債1,590万円を追加するものでございます。次の地方債の変更につきましては、今年度の過疎対策事業債のソフト分の配分額が当初予算の見込み額を上回ったことから、増加分をスクールバス運行事業に充当するもので、6,060万円に220万円を追加し、6,280万円とするものでございます。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金は、町外に通園する保育所等の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、国庫負担金22万4,000円を追加もので、一つ飛んでいただきまして、16款県支出金1項1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金につきましても、同じ理由で県負担金7万4,000円を追加するものでございます。

一つ上の方に戻っていただきまして、15款国庫支出金3項2目民生費委託金につきましては、本年4月より子ども・子育て支援金制度が開始されたことに伴う国民年金事務

の一部変更に対応するための住民情報システムの改修費に対する交付金108万8,000円を追加するものでございます。

次に、一番下の16款県支出金2項4目農林水産業業務費県補助金1節農業費補助金につきましては、まず新規就農者育成総合対策事業補助金について、補助率の引き上げがあったことから86万8,000円を追加するもので、また、雪害対策緊急支援事業補助金につきましては、今年の冬の雪害により倒壊した農業用ハウスの再建費用に対する県の助成で、707万1,000円を追加するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、寄附金分の繰入金が24万4,000円の追加となっておりますが、この内訳は、生薬栽培事業分として72万8,000円の追加で、いま一つは、A I の活用による英語教育強化事業分として48万4,000円の減額となっております、合わせて24万4,000円の追加となっているものです。それぞれの内容ですが、まず生薬栽培事業分については、農家への生薬栽培助成金の財源として龍角散からの寄附金を積み立てた分のうち72万8,000円を充当するものです。また、A I の活用による英語教育強化事業分については、2つ下の21款諸収入にもあるとおり、国から事業を委託された事業者から町に受託事業収入が支払われることとなったため48万4,000円を減額するという内容で、合わせて24万4,000円の追加となっているものでございます。

次に、20款繰越金は、一般財源として2,230万3,000円を追加するものでございます。

次に、21款諸収入4項受託事業収入3目教育費受託事業収入につきましては、先ほども申し上げましたが、A I の活用による英語教育強化事業について、国の事業を委託された事業者から町に事業を委託する分の受託事業収入として305万円を追加するものでございます。

次の5項雑入につきましては、今年の冬の豪雪により破損した岩子生活改善センター屋根修繕工事へ充当する町有建物共済金1,612万6,000円を追加するものでございます。

12ページ・13ページをお開きください。

次に、22款町債につきましては、5目教育債は、今年度の過疎対策事業債のソフト分の配分額が当初予算の見込み額を上回ったことから増加分をスクールバス運行事業に充当するもので、220万円の追加でございます。

また、6目商工債は、ハタハタ館の改修事業に充当する過疎債を1,590万円追加する

ものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

このたびの補正予算には人件費の補正が含まれておりますが、4月定期人事異動に伴う増減となっておりますので、その部分についての説明は省略させていただき、その他の事項についてご説明いたします。

それでは、16ページ・17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目自治振興費につきましては、今年の冬の豪雪により破損した岩子生活改善センターの屋根のアスベスト調査委託料と修繕工事費、合わせて1,612万6,000円を追加するものでございます。

なお、資料として破損状況の画像データをタブレットに掲示しておりますので、併せてご覧になっていただきたいと思います。後ほどご覧になっていただきたいと思います。

次に、11目地域情報化事業につきましては、東北電力が実施する電柱移設工事に伴い、添架されている町の光ケーブルの移設工事負担金167万5,000円を追加するものでございます。

次に、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費につきましては、全国の自治体で運用する地方税ポータルシステムについて、秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金375万7,000円を追加するものでございます。

18ページ・19ページをお開きください。

中ほどの3款民生費1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金23万3,000円を追加するものでございます。

20ページ・21ページをお開きください。

3款民生費1項6目介護保険費12節委託料につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料として41万8,000円を追加するものです。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、負担限度額認定証の様式改正に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金として60万円追加するものでございます。

次の2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、町外に通園する保所等の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、町の負担金37万1,000円を追加するものでございます。

次に、3項国民年金費1目国民年金事務費につきましては、いずれも秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修に対する負担金で、1つ目の令和7年度税制改正に伴う改修作業分につきましては、負担金が確定したため9万9,000円を減額するもので、次のページを開いていただきまして、2つ目は本年4月から子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う改修作業分として66万2,000円を追加するもので、合わせて56万3,000円を追加するものでございます。

24ページ・25ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、1つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金については、全額県からの補助金ですが、補助金の額が増額になったことにより86万9,000円を追加するもので、2つ目の雪害対策緊急支援事業費補助金につきましては、今年の冬の雪害により倒壊した農業用ハウスの再建費用を助成するため県と協調して行う補助金で、1,060万1,000円の追加でございます。3つ目の振興作物生薬栽培助成金につきましては、対象となる13農家への助成金で72万8,000円を追加するものですが、龍角散からの寄附金を充当するものでございます。

28ページ・29ページをお開きください。

7款商工費1項商工費3目観光費につきましては、今年9月に青森県、秋田県、深浦町と本町がモンベルと連携して開催予定の環境スペースイベント「SEA TO SUMMIT」の準備及び開催経費で、全部で380万円を追加するものでございます。

次に、5目ハタハタ館管理費につきましては、館内エアコンの冷温水機の配管等更新工事費1,600万円を追加するものでございます。

34ページ・35ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費3目教育助成費につきましては、AIの活用による英語教育強化事業について、国からの受託事業が採択となったことから事業の関係経費として229万円を追加するものでございます。

36ページ・37ページをお開きください。

10款教育費4項幼稚園費2目八森子ども園費10節の需用費につきましては、エアコンが不調で、点検の結果、5基ある地中熱ヒートポンプ冷媒配管系統ユニットの1基が故障していることが判明し、その修繕料として199万2,000円を追加するものでございます。

次の38ページ・39ページをお開きください。

中ほどの10款教育費 6 項保健体育費 2 目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、給食センターのキュービクルについて、3月の委託業者の点検により高圧コンデンサーにP C B、いわゆるポリ塩化ビフェニルが使用されている可能性があることが判明しました。P C Bは法律で令和9年3月までに適切に処分することが義務づけられておりますので、高圧コンデンサーを取り替えるため修繕料として97万9,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（山本優人君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番須藤正人君。

○10番（須藤正人君） 17ページに岩子の会館のですね屋根修繕料があります。アスベストの調査に40万少し、これはアスベストがその屋根材料にもう含まれていると、含有してるということでこの調査費を見込んでいるのでしょうか。で、どういう材料がこの屋根に使われていて、そしてそれを調査するということなんでしょうか。それで、もしそれが含有されていとなれば、アスベストの場合は非常に除去費用もかかるわけですね。工事也非常にかかるわけです。それを含めたこの1,500万円という、非常に我々から考えますとですね、屋根工事に1,500万円もかかると、民間では少し考えられない金額なわけです。その辺のところをご説明をいただきます。

○議長（山本優人君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

岩子の屋根修繕工事のアスベスト調査でございますが、業者さんから見積書をもらった段階で、もう例えば軒天の部分、そちらの方は壊れてるんですけども、アスベストがもう対象になるようなものだというふうにお聞きした上で、アスベストの調査を行うような事業者の方にも確認したところ、やはり事前にアスベストの調査が必要なものだということをお聞きしましたので、アスベストの方の事前調査のものを予算計上したものであります。

また、今回の修繕工事の中でも、その軒天部分のものに関しましてはアスベストの除去に関する費用も含めて計上しております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。10番須藤正人君。

○10番（須藤正人君） これ業界で言う軒天の材料というのは、防火板という材料ですね。この防火板にですよアスベストがどのくらい含有してるのか。これを調べるわけですね。もう一つね同じような商品で大平板というのがあります。これは非常に含有しております。ところがこの防火板というのはそれほどアスベストは入っていない。我々、まあそういう商売をやっていたからですね。ところがこの防火板処理にですよ、調査が四十数円かかって、そして工事料もこういうふうに大きくなるということはですね、私は少し納得行かないんですよ。民間でですよ、屋根工事、まあ岩子の会館がどのくらいの平米数があるのか分かりませんが、屋根を取り替えるのに1,500万円はかからないでしょう。まあ入札なるんでしょうけども。どうもですね、この予算の置き方にもう少し慎重に配慮した方がいいのではないかというふうに思います。

○議長（山本優人君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員の再質問にお答えいたします。

今回のまずアスベストの事前調査の方ですけれども、試験の検体のほかに場所がちょっと高いところもあるということで、高所作業車の方も使用するという内容のものでちょっと積算している関係で、少し高いような形で計上されているものでございます。

また、壊れたその部分のアスベストですけれども、そちらの方につきましては軒天にケイカル板の解体ということで、こちらの方にアスベストが含有している可能性がかなり高いということとなっております。

また、修繕の規模なんですけれども、岩子のセンターそのものの延べ床面積なんですけれども、こちらの方294.8㎡というまず建物の、結構こう自治会館としては非常に大きい建物です。そちらの方で屋根の方なんですけれども、まあ約400㎡ぐらい取り替えが必要になるということが見込まれておりますので、まずそちらの方を計算していった結果、このような修繕費の金額となっております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

(「議長、討論がない」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 失礼しました。元へ。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(山本優人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤防災町民課長より議案第36号について発言を求められております。工藤防災町民課長。

○防災町民課長(工藤善美君) 福士議員の方から外国人労働者の人数についてご質問をいただいております件についてご回答いたします。

労働者にあたります在留資格の方が、技能実習にあたる外国人の方は36名でございました。

以上です。

○議長(山本優人君) 成田税務会計課長より議案第37号について発言を求められております。成田税務会計課長。

○税務会計課長(成田拓也君) 午前中の本会議で奈良議員からご質問ありました、納税

者のうちのQRコードの納付の状況について回答いたします。

令和6年度と令和7年度の2か年の実績を申し上げます。令和6年度の合計納付延べ件数が9,801、そのうちの共通納税が756件です。割合でいきますと7.7%を占めておりました。令和7年度の実績につきまして、合計が9,753に対して共通納税が1,571件で、割合ですと16.1%という状況でございます。

○議長（山本優人君） それでは、休憩前の議案から会議を進めます。

日程第13、議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,014万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,149万8,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入につきましては、6・7ページ目をご覧ください。

歳入、1款国民健康保険税であります。先ほどの条例改正によります税率改正に基づく補正となっております。1節医療給付費分現年課税分が1,239万3,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分が128万2,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分が53万円の減額となっております。4節子ども・子育て支援納付金分現年課税分につきましては、これもやはり条例改正による根拠をもって今回新たに462万円を追加するので、合計1,014万3,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、8・9ページ目をご覧ください。

8・9ページをお願いいたします。

歳出、3款国民健康保険事業納付金に新たに子ども・子育て支援納付金を加え、424万9,000円を追加する補正となります。

なお、納付金につきましては、県からの内示額となっております。

6 款基金積立金の1,439万2,000円の減額につきましては、歳入の減額に伴い基金積み立てを合わせて減額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,050万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

先ほどと同じように6・7ページ目をご覧ください。

歳入、4款1項1目繰越金を22万7,000円減額し、次の8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に同額の22万7,000円を増額とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動の人件費を反映させたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益に658万2,000円を追加し、補正後の額を2億3,040万2,000円とするものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に706万5,000円を追加し、第4項予備費より48万3,000円を減額し、補正後の額を2億3,040万2,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費936万円に48万2,000円を追加し、984万2,000円とするものです。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

この補正予算の内容につきましては、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、そちらの方をご覧ください。

このたびの補正は、沢目浄水場の管理棟屋根の修繕と、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

次のページをご覧ください。

沢目浄水場の管理棟屋根につきましては、積雪により破損していることから、その復旧費に係る費用として修繕費及びアスベストの調査委託料を補正するものとなっております。

前のページにお戻りください。

なお、本物件につきましては、建物損害保険に加入しており、損害保険金の収入が見込まれることから、収益的収入の補正として保険金収入分を雑収入に計上しております。また、予算上の収支の均衡を図るため、予備費を減額補正しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題

とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は46万1,000円を減額、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は1万8,000円を追加、合わせて44万3,000円を減額し、補正後の額を4億6,282万3,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費2,632万2,000円に44万3,000円を減額し、2,587万9,000円とするものです。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の資料につきましては、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

このたびの補正は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第17、請願第1号、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書を議題とします。

紹介議員である6番議員の説明を求めます。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願について趣旨説明をいたします。

近年全国的にツキノワグマの市街地への出没が多発し、人身被害が相次いでいます。特に昨年、秋田県では出没件数、捕獲頭数ともに全国最多となり、当町においても能代山本地域で唯一陸上自衛隊の派遣を要請するなど、クマ対策に追われた1年でした。

人口減少に伴い、里山の手入れが行き届かなくなったことや放置された果樹など、ツキノワグマ出没多発の背景には様々な要因がありますが、今後もこの状況が続くものと予想されます。この状況に鑑み、林野庁は森林環境譲与税の活用事例としてツキノワグマ対策を示しました。しかしながら、秋田県の対応や自治体との連携はまだ十分とは言えません。令和元年度から森林環境譲与税が譲与され、当町では主に地籍調査、測量、台地整備などの森林経営管理事業に充ててきましたが、緩衝帯整備などのクマ対策にも森林環境譲与税を活用することで、森林の公共的機能強化という税の目的に適い、住民の安全にも資するものと考え、以下、請願いたします。

請願事項。

1、八峰町の森林環境譲与税の使途として、林野庁の例示を参考に、積極的にツキノワグマの市街地への出没対策の財源として活用すること。

2、森林環境整備の名目で可能な里山整備や人材育成を通して、間接的にツキノワグマ対策に繋がる長期的な計画を策定し、今後も森林環境譲与税を財源として積極的に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、採択となりますようお願い申し上げます。

○議長（山本優人君） お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番笠原吉範君。

○11番(笠原吉範君) 私は、この請願に対して反対の立場から討論をいたします。

請願趣旨の中にある、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取り組みについて(通称:ポジティブリスト)とありますが、この林野庁のホームページからポジティブリストというのを見ってみました。その中にですね、森林整備の中に「鳥獣被害、森林病虫害対策」という欄がありまして、これを読みますが、「森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策」ということになっております。それでまた林野庁が11月7日に各都道府県の林務担当部長に宛てた資料によりますと、「林内で作業をする林業従事者の安全確保のため、森林整備事業・治山事業においては、鈴やクマ撃退スプレーの導入など安全対策に関わる費用を安全費に計上できる」とあります。これはですね市街地に出るクマの対策として使えるお金ではないということです。あくまでも作業員の安全を守るための経費でありまして、これを、この森林環境譲与税をですね市街地に出没するクマ対策に充てるというのは、林野庁の趣旨に沿っていないと思われます。

もちろん市街地にクマが出没する、これは阻止しなければいけません。これは国、県、町が一体となっていくべきであって、この森林環境譲与税を使うというのは林野庁の趣旨に沿っていないという理由で私は反対をいたします。

○議長(山本優人君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は起立で行います。請願第1号、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(山本優人君) 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明後日12日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会します。お疲れ様でした。

午後 1時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 山 本 優 人

同 署名議員 6 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 伊 藤 一 八